
国 崎 ク リ ー ン セ ン タ ー
基 幹 的 設 備 改 良 事 業 及 び
包 括 管 理 運 営 業 務
事 業 契 約 書 (案)

令和7年3月3日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務
事業契約書（案）

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（以下「本組合」という。）と【事業者名】（以下「事業者」という。）は、国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務（以下「本業務」という。）に関して、本施設の基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務に関する契約（以下「本事業契約」という。）をここに締結する。本組合と事業者は、本事業契約と共に、入札説明書、入札説明書等に関する質問及び回答書、要求水準書、基本協定、実施方針、実施方針等に係る質問に関する回答、提案書類及び設計図書等に定める事項が適用されることをここに確認する。

記

1 事業名

国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務

2 事業場所

兵庫県川西市国崎字小路13番地

3 事業期間

自 本事業契約の本契約締結日（猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会における本事業契約議案の可決のあった日）

至 令和 23年 3月31日

（1）施工期間：本事業契約の本契約成立日から令和12年 2月28日

対象設備の引渡し（本件引渡日）：令和12年 2月28日

（2）包括管理運営期間：令和 8年 4月 1日から令和23年 3月31日

4 契約金額 金●●●円

（うち、設計・施工費・工事監理費相当 ●●●円、包括管理運営費相当 ●●●円、消費税及び地方消費税相当額 ●●●円）

（但し、契約条項による変更がある。）

上記の本業務について、本組合と事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって本事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお本事業契約は仮契約であって、「民間資金等に活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第12条の規定により、猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会において、議会の可決を得たときに本契約となるものとする。

本事業契約の証として、本書 2通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1通を保持する。

令和 年 月 日

[発注者]

住 所：兵庫県川西市国崎字小路13番地

名 称：猪名川上流広域ごみ処理施設組合（国崎クリーンセンター）

代表者：管理者 越田 謙治郎 印

[事業者]

住 所：

名 称：

代表者： 印

目 次

第1章	用語の定義.....	1
第1条	(定義)	1
第2章	総則.....	1
第2条	(目的)	1
第3条	(法令遵守並びに公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第4条	(事業日程)	1
第5条	(本業務の概要)	1
第6条	(事業者の資金調達)	1
第7条	(事業者)	1
第8条	(関係者協議会)	2
第9条	(事業用地)	2
第10条	(許認可、届出等)	2
第3章	対象設備の設計.....	2
第11条	(対象設備の設計)	2
第12条	(設計図書の変更)	4
第13条	(設計図書等の著作権等)	4
第14条	(著作権侵害の防止)	5
第15条	(特許等の使用)	5
第16条	(設計内容の確認)	5
第4章	対象設備の改修等.....	5
第17条	(対象設備の改修)	5
第18条	(施工計画書等)	6
第19条	(施工業務に係る工事請負人等の使用)	6
第20条	(事業者による工事監理)	7
第21条	(工事現場の管理)	7
第22条	(施工業務に伴う各種調査)	8
第23条	(調査の第三者への委託)	8
第24条	(施工業務に伴う近隣対策)	9
第25条	(事業者による報告、本組合による説明要求及び現場立会い)	9
第26条	(工事の中止等)	10
第27条	(工事中に第三者に生じた損害)	10
第28条	(事業者による完工検査)	10
第29条	(本組合による対象設備の完成確認及び完成確認通知の交付)	11
第30条	(事業者による業務実施体制の整備)	11
第31条	(組合による業務実施体制の確認)	11
第32条	(事業者による対象設備の引き渡し)	11
第33条	(対象設備の契約不適合責任、性能保証)	11
第34条	(工期の変更)	13
第35条	(工期変更に伴う費用負担)	13
第5章	本施設の包括管理運営業務.....	13

第36条 (包括管理運営業務に伴う近隣対応)	13
第37条 (本件備品等の調達)	13
第38条 (本事業契約終了時の備品の取扱い)	13
第39条 (包括管理運営業務計画書、包括管理運営業務年間計画書の作成・提出)	14
第40条 (包括管理運営業務に係る第三者の使用)	14
第41条 (包括管理運営業務)	15
第42条 (本件備品等の保守管理業務)	15
第43条 (本施設の修繕)	15
第44条 (包括管理運営業務に係る業務従事者名簿の提出等)	15
第45条 (本組合による説明要求及び立会い)	16
第46条 (第三者に及ぼした損害)	16
第6章 サービス対価の支払い.....	16
第47条 (施工費の支払)	16
第48条 (施工費の減額)	17
第49条 (包括管理運営費相当額の支払)	17
第50条 (包括管理運営費相当額の減額等)	17
第51条 (物価の変動等によるサービス対価の見直し)	17
第7章 契約期間及び契約の終了.....	17
第52条 (契約期間)	17
第53条 (施工期間中の事業者の債務不履行等による契約解除)	18
第54条 (施工期間中の本組合の債務不履行等による契約解除)	19
第55条 (包括管理運営期間中の事業者の債務不履行等による契約解除)	19
第56条 (包括管理運営期間中の本組合の債務不履行による契約解除)	20
第57条 (施工期間中の法令変更又は不可抗力による契約解除)	21
第58条 (包括管理運営期間中の法令変更又は不可抗力による契約解除)	21
第59条 (事業終了に際しての処置)	21
第60条 (終了手続の負担)	22
第61条 (モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)	22
第8章 表明・保証及び制約.....	22
第62条 (事業者による事実の表明・保証及び誓約)	22
第9章 保証.....	23
第63条 (契約保証金)	23
第10章 法令変更.....	24
第64条 (通知の付与及び協議)	24
第65条 (法令変更による増加費用・損害の扱い)	24
第11章 不可抗力.....	24
第66条 (通知の付与及び協議)	24
第67条 (不可抗力による増加費用・損害の扱い)	24
第12章 その他.....	25
第68条 (公租公課の負担)	25
第69条 (協議)	25
第70条 (契約の変更)	25

第71条（融資団との協議）	25
第72条（株主・第三者割り当て）【SPC を設立しない場合は削除する。】	25
第73条（計算書類の提出）	25
第74条（秘密保持）	26
第13章 雑則	26
第75条（請求、通知等の様式その他）	26
第76条（遅延利息）	26
第77条（解釈等）	26
第78条（準拠法）	27
第79条（管轄裁判所）	27
別紙1 用語定義集	29
別紙2 事業概要書	30
別紙3-1 契約設計図書	31
別紙3-2 実施設計図書	32
別紙4 保険等の取扱い	34
別紙5-1 工事着工前の提出書類	36
別紙5-2 施工期間中の提出書類	37
別紙6 完成図書	38
別紙7 完成確認通知書	39
別紙8 目的物引渡書	40
別紙9 日程表	41
別紙10 サービス対価の支払方法について	42
別紙11 モニタリング及びサービス対価の減額について	47
別紙12 法令変更による増加費用及び損害の負担	54
別紙13 不可抗力による増加費用及び損害の負担	55
別紙14 出資者保証書	56
別紙15 誓約書	57
別紙16 保証書	58

第1章 用語の定義

(定義)

第1条 本事業契約において用いられる用語は、本事業契約又は基本協定において別途定義されているものを除き、別紙1（用語定義集）に定義された意味を有する。

第2章 総則

(目的)

第2条 本事業契約は、本組合及び事業者が相互に協力し、本業務を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(法令遵守並びに公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 本組合及び事業者は、本業務の遂行及び本事業契約の履行にあたっては、本事業契約（頭書を含む。以下同じ。）等の各規定並びに日本国の法令（関連する法令、条例等）を遵守するとともに、善良な管理者の注意義務をもって信義に従い誠実に遂行及び履行をしなければならない。

2 事業者は、本施設が行政サービス施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

3 本組合は、本業務が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

(事業日程)

第4条 事業者は、本業務を事業者提案に係る別紙9（日程表）の日程表（以下「本件日程表」という。）に従って遂行する。

(本業務の概要)

第5条 本業務は、（1）本施設の基幹的設備改良事業（基幹的設備改良に係る設計業務・施工業務・工事監理業務）、（2）包括管理運営業務、（3）これらに付随し関連する一切の業務により構成される。

2 事業者は、本業務を、要求水準書等に従って遂行しなければならない。なお、本施設の設計・施工業務、包括管理運営業務の概要は、事業者提案による別紙2（事業概要書）として添付する事業概要書において明示しなければならない。

(事業者の資金調達)

第6条 本業務の実施に関する一切の費用は、本事業契約で特段の規定がある場合を除き、全て事業者が負担する。本業務に関する事業者の資金調達は、全て事業者の責任において行う。

2 事業者は、本業務に関連する資金調達に対して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第75条に規定された国による財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。

3 本組合は、事業者がPFI法第75条に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めなければならない。

(事業者)

第7条 事業者は、本組合の事前の書面による承認なく、本業務以外の事業を行ってはならない。

【第1項は、SPCを設立しない場合は削除する。】

- 2 構成員及び協力会社の事情に起因する事業悪化については、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(関係者協議会)

第8条 本組合及び事業者は、本業務に関する協議を行うことを目的とした、本組合及び事業者により構成される関係者協議会を設置する。

- 2 関係者協議会は、原則として毎月1回開催する。その他、本組合及び事業者間の協議を要する事項が発生した場合、本組合又は事業者は、相手方当事者に対して請求することにより、必要に応じて随時関係者協議会を開催することができる。なお、関係者協議会開催に要する費用は、各自の負担とする。
- 3 本事業契約において「協議」とは、関係者協議会における協議を意味する。但し、本組合と事業者が別途合意した場合には、本事業契約において協議を要するとされる事項を、関係者協議会を開催することなく決定することができる。
- 4 本組合及び事業者は、関係者協議会の決定事項を遵守する。

(事業用地)

第9条 事業用地は、川西市国崎字小路13番地内とし、施工業務の実施において必要とされる用地とする。設計・施工期間中の事業用地の管理・使用は、事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。

- 2 本業務以外に必要な施工業務に要する仮設資材置場等の確保は、事業者の責任及び費用負担において行う。

(許認可、届出等)

第10条 本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者がその責任及び費用負担において提出しなければならない。但し、本組合が取得・維持すべき許認可及び本組合が提出すべき届出は、この限りでない。

- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、本組合に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 本組合は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 事業者は、本組合からの要請がある場合は、本組合による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 5 事業者は、許認可取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。但し、法令変更により遅延した場合は第10章の規定に、不可抗力により遅延した場合は第11章の規定に、それぞれ従い、本組合の責めに帰すべき場合は、本組合が当該増加費用又は当該損害を負担する。

第3章 対象設備の設計

(対象設備の設計)

第11条 事業者は、法令を遵守の上、要求水準書等に記載された内容を満たす範囲内において、

自らの責任及び費用負担において対象設備の設計を行う。

- 2 事業者は、本事業契約締結後速やかに、設計業務の責任者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に本組合に通知する。また、事業者は、設計業務に着手する前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本組合に提出してその承認を得る。
- 3 提案書類及び前項の設計計画書をもとに対象設備の契約設計を開始し、本件日程表に基づき、契約設計完了時に別紙 3-1（契約設計図書）に掲げる契約設計図書を本組合に提出する。本組合は、設計内容を確認し、その結果（第 5 項に基づく是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 4 事業者は、本組合から前項に基づき、契約設計内容の確認及び次の工程に進むことについての確認を得た後速やかに、対象設備の実設計を開始し、かかる実設計の進捗状況につき本組合による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、実設計完了時に別紙 3-2（実設計図書）に掲げる実設計図書を本組合に提出する。本組合は、設計内容を確認し、速やかにその結果（次項に基づく是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 5 本組合は、事業者から提示された設計図書が要求水準書等若しくは本組合と事業者との協議において合意された事項に従っていない、又は提示された設計図書では要求水準書等において要求される仕様を満たさないと判断する場合、事業者と協議の上、事業者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。また、事業者は、本組合からの指摘により又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において速やかに設計図書の修正を行い、修正点について本組合に報告し、その確認を受ける。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 6 事業者は、設計の全部又は一部を設計受託者に委託しようとするときは、本組合に対して事前に通知しなければならない。
- 7 前項に基づき、設計の全部又は一部を受託した設計受託者がさらに設計の一部を設計再受託者に委託する場合は、事業者は、設計受託者から業務を受託する設計再受託者の名称を各業務の業務開始日の30日前までに本組合に通知するよう努めるものとするが、当該期限までに通知できない場合には、通知が可能となった時点で本組合に通知すれば足りる。但し、いかなる場合であっても、事業者は、設計受託者から業務を受託する設計再受託者の名称を、当該業務の業務開始日までに本組合に通知しなければならない。なお、事業者は、設計受託者をして、設計の全部又は主たる部分を一括して設計再受託者に委託させてはならない。
- 8 前二項に基づく、設計受託者等（設計受託者及び設計再受託者をいう。以下同じ。）の使用は、全て事業者の責任と費用負担において行い、設計受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 9 設計受託者等に関する事由に起因して施工業務の開始が遅延した場合において、本組合又は事業者が負担することとなる増加費用及び損害については、全て事業者が負担する。
- 10 本組合は、第 2 項から第 4 項までに規定された設計図書その他の書類を事業者から受領し、それを確認したことを理由として、本組合による要求及び要求事項に対する適合性を確認した部分を除き、対象設備の設計及び施工業務の全部又は一部について責任を負担しない。
- 11 本組合は、施設使用者と意見交換を行う設計検討会の開催を事業者に対して適時要請することができる。かかる場合、事業者は、必要に応じて打ち合わせ資料を作成し、設計内容を説明する。
- 12 本組合の責めに帰すべき事由（本組合の責めに帰すべき事由に基づく指示又は請求（事業

者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、入札説明書若しくは要求水準書の不備、本組合による変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、又は本組合の責めに帰すべき事由に基づく設計図書の変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)を含む。)により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、本組合は、事業者と協議のうえ合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。

- 1 3 事業者の責めに帰すべき事由により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 1 4 法令の変更又は不可抗力により設計費用が増加する場合又は損害が発生する場合は、第10章又は第11章に従う。

(設計図書の変更)

- 第12条 本組合は、施工業務開始前及び工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を通知して、対象設備の設計図書の変更を求めることができる。事業者は、本組合から当該通知を受領した後、特段の支障が無い限り、15日以内に、本組合に対してかかる設計図書の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。
- 2 事業者は、本組合の事前の承認を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことができない。

(設計図書等の著作権等)

- 第13条 本組合は、設計図書等及び本施設について、本組合の裁量により無償利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。
- 2 前項の設計図書等及び対象設備が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、本組合が当該設計図書等及び対象設備を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作者(本組合を除く。以下本条において同じ。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。
 - (1) 成果物又は対象設備の内容を公表すること。
 - (2) 対象設備の改修・修繕等のために必要な範囲で、本組合及び本組合の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 対象設備を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本施設を増築し、改築し、修繕し、若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。但し、あらかじめ本組合の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 設計図書等及び対象設備の内容を公表すること。
 - (3) 対象設備に事業者又は著作者の実名又は変名を表示すること。
- 5 事業者は、前項第1号により著作権を第三者に譲渡又は承継させる場合、当該第三者に第3項に掲げる義務を負わせなければならない。

(著作権侵害の防止)

第14条 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計図書等及び対象設備を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権等を侵害しないことを本組合に対して保証する。

2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、本組合が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合（但し、本組合は、いかなる場合においても、事業者に代わって当該損害の賠償を行い又は費用を負担する義務を負わない。）には、事業者は、本組合に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

(特許等の使用)

第15条 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限らない。）を負わなければならない。

(設計内容の確認)

第16条 本組合は、対象設備が要求水準書等に基づき設計されていることを確認するために、対象設備の設計内容その他について、事業者に事前に通知した上で事業者に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項に定める設計内容その他についての説明及び本組合による確認の実施につき本組合に対して最大限の協力を行い、また設計受託者をして、本組合に対して、前項に定める設計内容その他について、説明及び報告を行わせなければならない。

3 本組合は、前二項に基づき説明、報告等を受けた場合において、指摘事項があるときには適宜これを事業者に報告し、又は意見を述べるすることができる。

第4章 対象設備の改修等

(対象設備の改修)

第17条 事業者は、自らの責任と費用負担において、本件日程表の日程に則り法令を遵守の上、要求水準書等に従って施工業務を施工期間内に完成させ、第32条に基づいて対象設備を本組合に引渡し、本組合はその所有権を原始取得する。事業者から対象設備の引渡しを受け、対象設備の所有権を取得した場合、本組合は、事業者に対し本施設を本業務のために必要な限度において無償で占有及び使用させる。但し、要求水準書等において有償とされているものは、この限りでない。

2 対象設備の改修にかかる施工方法その他の施工業務のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。

3 事業者は、対象設備の施工期間中、自己又は工事請負人等をして別紙4（保険等の取扱い）第1項に定める保険に加入し、保険料を負担する。事業者は、かかる保険証書の原本証明付き写し等本組合が認める代替物を、工事開始に先立ち直ちに本組合に提出しなければならない。

4 本組合の責めに帰すべき事由（本組合の責めに帰すべき事由に基づく本組合の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、入札説明書若しくは要求水準書の不備、本組合の責めに帰すべき事由に基づく変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場

合を除く。)、又は本組合の責めに帰すべき事由に基づく設計図書等の変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)を含む。)により施工費が増加する場合又は損害が発生した場合、本組合は、事業者と協議のうえ合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害(解体・撤去の費用又は損害を含む)を負担する。

- 5 事業者の責めに帰すべき事由により施工費が増加する場合又は損害が発生した場合は、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。なお、改修等に当たって必要な関係者等との協議に起因する遅延は、事業者の責めとする。
- 6 法令の変更又は不可抗力により施工費が増加する場合又は損害が発生した場合は、第10章又は第11章に従う。

(施工計画書等)

第18条 事業者は、本件日程表に記載された日程に従って、工事着工前に詳細工程表を含む施工計画書を作成し、工事監理者の承諾を得て、別紙5-1(工事着工前の提出書類)に記載の書類と共に本組合に提出・報告する。本組合は、施工計画書の内容を確認し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求を含む。)を事業者に通知する。事業者は、施工期間中、関係者協議会等の場において、月間工程表を提出し、本組合の承諾を得なければならない。また、本組合は必要に応じて、事業者に対して週間工程表の提出を求めることができる。本組合は、本項に基づき事業者から提出された施工計画書等が要求水準書等若しくは本組合と事業者との協議において合意された事項に従っていない、又は提出された施工計画書等では要求水準書等において要求される仕様を満たさないと判断する場合、事業者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。また、事業者は、本組合からの指摘により又は自ら施工計画書等に不備等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において速やかに施工計画書等の修正を行い、修正点について本組合に報告し、その確認を受ける。施工計画書等の変更について不備等が発見された場合も同様とする。なお、本組合は、施工計画書等を事業者から受領し、それを確認したことを理由として、本組合による要求及び要求事項に対する適合性を確認した部分を除き、対象設備の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担しない。

- 2 事業者は、前項に基づき提出した施工計画書及び設計図書に従って施工業務を遂行する。
- 3 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、本組合の要求があった際には速やかに開示する。
- 4 事業者は、施工期間中及び完工時に別紙5-2(施工期間中の提出書類)に規定する書類を、当該事項に応じて遅滞なく提出する。但し、承諾願については、工事請負人等が工事監理者に提出して、その承諾を受けたものを、工事監理者が本組合に提出・報告する。
- 5 本組合は、必要と認めた場合には随時、事業者から施工体制台帳(建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。)の提出及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

(施工業務に係る工事請負人等の使用)

第19条 事業者は、関連資料を添えて本組合に対して施工業務の全部又は一部を工事請負人に請け負わせる旨事前に通知することにより、施工業務の全部又は一部を工事請負人に請け負わせることができる。

- 2 前項に基づき、施工業務の全部又は一部を請け負った工事請負人がさらに施工業務の施工の一部を工事下請人に請け負わせる場合は、事業者は、工事請負人から業務を受託する工事下請

人の名称を各業務の業務開始日の30日前までに本組合に通知するよう努めるものとするが、当該期限までに通知できない場合には、通知が可能となった時点で本組合に通知すれば足りる。但し、いかなる場合であっても、事業者は、工事請負人から業務を受託する工事下請人の名称を、当該業務の業務開始日までに本組合に通知しなければならない（なお、事業者は、工事請負人をして、施工業務の全部又は主たる部分を一括して工事下請人に請け負わせてはならない。）。

- 3 前二項に基づく、工事請負人等（工事請負人及び工事下請人をいう。以下同じ。）の使用は、全て事業者の責任において行い、工事請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。なお、事業者は、工事請負人等を使用する場合は、工事請負人等をして、速やかに別紙16（保証書）の様式及び内容の保証書を本組合に対して提出させなければならない。
- 4 工事請負人等に関する事由に起因して施工業務が遅延した場合において、本組合又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、全て事業者が負担する。
- 5 本組合は、必要と認めた場合には随時、事業者から施工体制台帳及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

（事業者による工事監理）

第20条 事業者は、自己の責任及び費用負担で工事監理の担当者を設置し、工事監理業務を行う。事業者は、本組合に対して工事監理の担当者の名前又は名称（経歴及び資格を含む。）を通知する。また、事業者は、本組合に対して施工業務の工事監理の全部又は一部を工事監理者に委託する旨事前に通知することにより、施工監理の全部又は一部を工事監理者に委託することができる。

- 2 前項に基づき、施工監理業務の全部又は一部を受託した工事監理者がさらに同工事監理業務の一部を工事監理再受託者に委託する場合は、事業者は、工事監理者から業務を受託する工事監理再受託者の名称を各業務の業務開始日の30日前までに本組合に通知するよう努めるものとするが、当該期限までに通知できない場合には、通知が可能となった時点で本組合に通知すれば足りる。但し、いかなる場合であっても、事業者は、工事監理者から業務を受託する工事監理再受託者の名称を、当該業務の業務開始日までに本組合に通知しなければならない。
- 3 事業者は、工事監理者等（工事監理者及び工事監理再受託者をいう。以下同じ。）をして、本組合に対して、施工業務にかかる工事監理の状況を工事監理報告書（月報）によって定期的に報告させる。また、本組合は、必要と認めた場合には、合理的根拠を示し、随時、工事監理者等に施工業務に関する事前説明及び事後報告を求め、又は事業者に対して工事監理者等をして施工業務に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求める。
- 4 工事監理者等の設置は、全て事業者の責任と費用負担において行い、工事監理者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 工事監理者等に関する事由に起因して施工業務が遅延又はその他の支障が生じた場合において、本組合又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、全て事業者が負担する。

（工事現場の管理）

第21条 事業者は、事業者の責任及び費用負担において、工事現場である本事業用地並びに工事と密接不可分な隣接地における現場管理、労務管理、安全管理及び警備等を行う。施工業務に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該

増加費用は、事業者が負担する。但し、法令変更により追加の費用が発生した場合は第10章の規定に、不可抗力により追加の費用が発生した場合は第11章の規定に、それぞれ従う。

(施工業務に伴う各種調査)

- 第22条 事業者は、施工業務に必要な調査等について、要求水準書に規定されるもののほか、設計・施工業務の実施に必要な劣化調査などの事前調査等を行うことができる。各種調査を行う場合には、既に本組合が行ったものを除き、自己の責任及び費用負担により行う。また、事業者は、かかる調査等を行う場合、調査の日時及び概要を記載した事前調査要領書を本組合に事前に提出し、本組合の確認を受け、かつ、当該調査を終了したときは、当該調査に係る報告書を作成し、本組合に提出してその確認を受ける。
- 2 事業者は、前項に定める調査又は業務を実施した結果、本組合が本業務の公募手続において提供した本件土地に関する参考資料と齟齬を生じていた事実を発見したときは、その旨を直ちに本組合に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、本組合及び事業者は、その対応につき協議する。なお、本組合は、当該提出した本件土地に関する参考資料の内容が、本件土地に関する調査結果と齟齬を生じていたことに起因して事業者が発生した損害又は増加費用については、合理的と認められる範囲で責任を負担する。
 - 3 事業者は、本件土地の地質障害、地中障害物等の発見があった場合、その旨を直ちに本組合に通知し、本組合及び事業者は、その対応につき協議する。
 - 4 事業者は、本件土地に起因して発生する増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止又は低減するよう最大限の努力をしなければならない。但し、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、事業者は、当該不備、誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。
 - 5 本件土地に関する障害については、工事に大きな支障を与えるものであり、かつ、本組合が公表又は事業者が開示した資料から合理的に予測できない場合は、かかる障害に起因して発生する増加費用及び損害は本組合が負担する。事業者は、上記に該当しない障害に起因して発生する増加費用及び損害を負担する。
 - 6 本組合は、必要と認めた場合には随時、事業者から本条に規定される調査に係る事項について報告を求めることができる。

(調査の第三者への委託)

- 第23条 事業者は、前条の調査に着手する日より合理的期間前までに、本組合に対してその旨を申し出た上で、当該調査の全部又は一部を第三者（以下「調査受託者」という。）に委託することができる。
- 2 前項に基づき、前条の調査の全部又は一部を請け負った調査受託者がさらに当該調査の一部を調査再受託者に請け負わせる場合は、事業者は、調査受託者から業務を受託する調査再受託者の名称を各業務の業務開始日の30日前までに本組合に通知するよう努めるものとするが、当該期限までに通知できない場合には、通知が可能となった時点で本組合に通知すれば足りる。但し、いかなる場合であっても、事業者は、調査受託者から業務を受託する調査再受託者の名称を、当該業務の業務開始日までに本組合に通知しなければならない。なお、事業者は、本組合の事前の承認を得た場合を除き、調査受託者をして、当該調査の全部又は主たる部分を一括して調査再受託者に請け負わせてはならない。

- 3 前二項に基づく、調査受託者等（調査受託者及び調査再受託者をいう。以下同じ。）の使用は、全て事業者の責任及び費用負担において行い、調査受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 調査受託者等に関する事由に起因して施工業務が遅延又はその他の支障が生じた場合において、本組合又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、全て事業者が負担する。

（施工業務に伴う近隣対策）

- 第24条 事業者は、施工業務に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民の求めに応じて工事実施計画（第4条及び第5条に定める事項及び内容並びに施設の配置、施工時期及び施工方法等の計画を記載したものをいう。以下同じ。）につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。本組合は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。
- 2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、排ガス、騒音、振動、悪臭、汚水等、その他施工業務が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。但し、合理的に要求される範囲を超えて近隣対策が必要となった場合には、当該近隣対策に要した費用の負担については、事業者と本組合で協議して決する。いずれの場合も、近隣対策の実施について、事業者は、本組合に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
 - 3 事業者は、本組合の事前の承認を得ない限り、近隣対策の不調を理由として工事実施計画の変更をすることはできない。この場合において、事業者が工事実施計画を変更せずに近隣住民とのさらなる調整を行ったとしても近隣住民の了解が得られないことを明らかにしたときに限り、本組合は、工事実施計画の変更を承認する。
 - 4 近隣対策の結果、対象設備の工事完成の遅延が見込まれる場合には、本組合及び事業者は、協議の上、本件引渡日を変更することができる。
 - 5 近隣対策（苦情処理等を含む。）の結果、事業者に生じた費用（近隣対策の結果、本件引渡日に変更されたことによる増加費用も含む。）については、事業者が負担する。
 - 6 前項の規定にかかわらず、基幹的設備改良を実施し、包括管理運営すること自体に直接起因する費用又は損害については、本組合が負担する。また、本施設を設置・包括管理運営すること自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は、本組合が行う。事業者は、本組合による、かかる紛争に対する対応に、合理的な範囲で協力する。

（事業者による報告、本組合による説明要求及び現場立会い）

- 第25条 本組合は、施工業務の実施状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができる。事業者は、本組合から要請があった場合、施工業務に係る事前説明及び事後報告を行う。また、本組合は、対象設備が設計図書に従い施工業務の実施状況を確認するために、施工業務の実施状況について、事業者に事前に通知した上で、事業者又は工事請負人等に対して中間確認を求めることができる。
- 2 本組合は、事業者又は工事請負人等が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、何時でも工事現場での施工業務の実施状況の確認を行うことができる。また、本組合は、対象設備の施工期間中、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、工事に立ち会うことができる。
 - 3 本組合は、施工業務開始前及び工事中、随時、事業者に対して質問をし、施工業務について説明を求めることができる。事業者は、本組合からかかる質問を受領した後速やかに、本組合

に対して回答を行わなければならない。本組合は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合、協議を行うことができる。

- 4 前三項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、改修状況が要求水準書等及び設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、本組合は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は、これに従わなければならない。
- 5 事業者は、工事中において事業者が行う、工事監理者が定める対象設備の検査、試運転、性能試験について、事前に本組合に対して通知する。本組合は、当該検査、試運転、性能試験に立ち会うことができる。
- 6 本組合の事業者に対する説明の要求又は本組合の工事への立会いを理由として、本組合は、施工業務の全部又は一部について何らの責任も負担しない。
- 7 事業者は、本条に基づく施工業務の実施状況の確認の実施に際し、本組合に対して最大限の協力を行い、また工事請負人等をして本組合に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせる。

(工事の中止等)

第26条 本組合は、必要と認めた場合には、事業者に対して施工業務の中止の内容及び理由を通知して、施工業務の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 本組合は、前項により施工業務の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、工期若しくは施工費（別紙10（サービス対価の支払方法について）に規定するサービス対価Aをいう。以下同じ。）を変更することができる。また、かかる施工業務の施工の一時中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、事業者が生じた施工業務の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、又はその他施工業務の施工の一時中止及びその続行に起因した増加費用若しくは損害額については、本組合と事業者協議のうえ合理的な範囲で、本組合がこれを負担する。なお、施工業務の施工の一時中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第10章又は第11章に従う。

(工事中に第三者に生じた損害)

第27条 事業者が改修工事を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち、本組合の責めに帰すべき事由により生じたものについては、合理的と認められる範囲で本組合が負担する。

(事業者による完工検査)

第28条 事業者は、事業者の責任及び費用負担において、対象設備等の完工検査等を行う。

- 2 事業者は、本組合に対して、事業者が前項の対象設備等の完工検査等を行う14日前までに、当該完工検査を行う旨を通知する。
- 3 本組合は、事業者が前二項の規定に基づき行う対象設備等の完工検査等への立会いを求めることができる。但し、本組合は、かかる立会の実施を理由として何らの責任も負担しない。
- 4 事業者は、第1項の対象設備等の完工検査等において、対象設備の仕様が充足されているか否かについて、本組合が適当と認める方法により検証し、完工検査等における本組合の立会の有無を問わず、その結果を速やかに検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて本組合に提出する。

(本組合による対象設備の完成確認及び完成確認通知の交付)

- 第29条 本組合は、前条第4項に規定する書類の提出を受けた場合、対象設備が要求水準書等及び提案書類に規定された性能及び仕様を充足し、包括管理運営業務を実施しうる状態にあることを確認する。
- 2 本組合は、前項の完成確認の結果、要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合、事業者に対して補修若しくは改造を求め、又は改善要求を行うことができる。なお、補修、改造、改善に係る費用は、事業者が負担する。
- 3 完成確認の方法は、以下のとおりとする。
- (1) 本組合は、事業者又は工事請負人等及び工事監理者立会いのもとで、完成確認を実施する。
- (2) 完成確認は、事業者が整備した施工記録及び設計図書との照合により実施する。
- (3) 対象設備等の試運転等は、本組合による完成確認前に事業者が実施し、その報告書を本組合に提出する。なお、本組合は、試運転等に立ち会うことができる。対象設備等の試運転等は、事業者の責任及び費用負担により行う。
- (4) 事業者は、前条の完工検査等とは別に、対象設備等の取扱いに関する本組合への説明を実施する。
- 4 本組合は、第1項の事項及び本事業契約に従った包括管理運営業務が可能であることにつき確認し、かつ、事業者が、自己又は包括管理運営受託者等をして別紙4（保険等の取扱い）第2項に掲げる種類及び内容を有する保険に加入しその保険証書の原本証明付き写しを別紙6（完成図書）の図書とともに本組合に対して提出した場合には、事業者に対して別紙7（完成確認通知書）の様式による完成確認通知書を遅滞なく交付する。
- 5 本組合による完成確認通知書の交付を理由として、本組合は対象設備の設計及び施工の全部又は一部について責任を負担しない。

(事業者による業務実施体制の整備)

- 第30条 事業者は、包括管理運営業務の各開始日までに、対象設備の各業務に必要な人員を確保し、かつ、各業務に必要な訓練、研修等を行う。
- 2 事業者は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、要求水準書等に従って本施設を包括管理運営することが可能となった段階で、本組合に対して通知を行う。

(組合による業務実施体制の確認)

- 第31条 本組合は、第29条に基づく完成確認の他に、包括管理運営業務の各開始日までに、要求水準書等との整合性の確認のため、本施設の各業務体制の確認を行う。

(事業者による対象設備の引き渡し)

- 第32条 事業者は、対象設備に関する完成確認通知書の受領と同時に、別紙8（目的物引渡書）の様式による目的物引渡書を本組合に提出し、本件引渡日において対象設備を引き渡す。

(対象設備の契約不適合責任、性能保証)

- 第33条 本組合は、対象設備等に契約不適合があるときは、事業者に対して、当該対象設備等（以下「不適合目的物」という。）の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、本組合は、履行の追完を

請求することができない。

- 2 前項の場合において、事業者は、本組合に不相当な負担を課するものでないときは、本組合が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、本組合が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、本組合は、その不適合の程度に応じて施工費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに対象設備施工費の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 不適合目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、本組合がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 事業者は、第1項に定める履行の追完を完了したときは、本組合による確認を受けなければならない。
- 5 本組合は、引き渡された不適合目的物に関し、第32条の規定による引渡し（以下本条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、サービス対価Aの減額の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。
- 6 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 本組合が第5項又は第6項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、本組合が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 8 本組合は、第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 第5項の規定にかかわらず、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものである場合又は雨水の浸入を防止する部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 本組合は、不適合目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第5項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 契約不適合が本組合の指図により生じたものであるときは、本組合は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 13 第5項、第9項の規定にかかわらず、事業者は、対象設備等が事業期間中にわたり入札説明書等で規定された性能を維持することを保証する。

(工期の変更)

第34条 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を本組合に請求した場合、延長期間を含め本組合と事業者が協議して決定する。

2 本組合が事業者に対して工期の変更を請求した場合、本組合と事業者は、協議により当該変更の当否を定める。

3 前二項に基づき工期を変更する場合においては、本組合と事業者は協議により工期を定めるものとする。但し、本組合と事業者の間において協議が調わない場合、本組合が合理的な工期を定め、事業者はこれに従わなければならない。

(工期変更に伴う費用負担)

第35条 本組合の責めに帰すべき事由により対象設備の引渡しが遅延した場合又は施工業務の工期を短縮した場合には、本組合は、事業者と協議のうえ、当該工期変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払う。この場合、本組合は、その他に遅延損害金を負担しない。

2 事業者の責めに帰すべき事由により対象設備の引渡しが遅延した場合、事業者は、本件引渡日の翌日から実際に対象設備が事業者から本組合に対して引渡された日までの期間（両端日を含む。）において、施工費に、年2.5%（但し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更される。）の割合で計算した遅延損害金を支払う。この場合、本組合は、当該遅延損害金を事業者に対するサービス対価Aの支払と相殺することができる。

3 法令の変更又は不可抗力により工期延長等が生じ、対象設備の引渡しが遅延した場合又は施工業務の工期を短縮した場合には、当該工期変更に起因して事業者に生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第10章又は第11章に従う。

第5章 本施設の包括管理運営業務

(包括管理運営業務に伴う近隣対応)

第36条 事業者が行う包括管理運営業務の結果、近隣住民及び本施設の利用者との間で生じた紛争の処理に関する費用については、事業者が負担する。

2 前項にかかわらず、本施設を設置・包括管理運営すること自体に対する近隣住民及び本施設の利用者との間で生じた紛争に対する対応は、本組合がその費用と責任において行う。事業者は、本組合による、かかる紛争に対する対応に、合理的な範囲で協力する。

(本件備品等の調達)

第37条 事業者は、要求水準書等に従った包括管理運営業務を行うために必要な本件備品等を整備しなければならない。

2 前項で整備する本件備品等の中で本組合が事前に指定した備品がある場合については、本組合への対象設備の引渡しと同時に引渡し、その所有権を本組合に移転しなければならない。

(本事業契約時の対応)

第38条 包括管理運営期間の満了又は本契約の解除にあたっては、本組合又は本組合の指定する者に対して本施設の包括管理運営を支障なく継続できるよう必要な引継ぎを行なうとともに、

本件備品等の中で事業者が所有するものについては、本組合又は本組合の指定する者に所有権を無償で移転しなければならない。

(包括管理運営業務計画書、包括管理運営業務年間計画書の作成・提出)

第39条 事業者は、包括管理運営業務開始に先立ち、要求水準書等に基づき包括管理運営業務計画案を立案し、本組合との協議の上、包括管理運営業務計画を決定する。事業者は、決定した包括管理運営業務計画にのっとり包括管理運営業務計画書を作成のうえ、本件引渡日の30日前までに、本組合に提出する。包括管理運営業務計画を変更する場合、事業者は、変更後の包括管理運営業務の開始に先立ち、本組合と協議のうえ、包括管理運営業務計画を変更し、変更後の包括管理運営業務の開始予定日の30日前までに、変更後の包括管理運営業務計画書の本組合に提出する。

- 2 事業者は、包括管理運営業務の実施にあたっては、包括管理運営業務年間計画書を作成の上、対応する事業年度が開始する日の30日前までに本組合に対して提出する。
- 3 事業者は、要求水準書等に定められた所要の性能及び機能を保つため、要求水準書等、包括管理運営業務計画書並びに包括管理運営業務年間計画書に従って、包括管理運営業務を実施する。
- 4 事業者は、要求水準書等に従い、本施設について長期修繕計画を策定して、本組合に対して提出する。

(包括管理運営業務に係る第三者の使用)

第40条 事業者は、包括管理運営業務の全部又は一部を包括管理運営受託者へ委託し又は請け負わせようとするときは、関連資料を添えて本組合に対して事前に通知することにより、包括管理運営業務の全部又は一部を包括管理運営受託者に委託し、又は請け負わせることができる。

- 2 前項に基づき、包括管理運営受託者が事業者から委託を受け又は請け負った包括管理運営業務の一部について、さらにその他の包括管理運営再受託者にその一部を委託し又は下請けを行わせるときは、事業者は、包括管理運営受託者から業務を受託する包括管理運営再受託者の名称を各業務の業務開始日の30日前までに本組合に通知するよう努めるものとする。但し、いかなる場合であっても、包括管理運営再受託者の名称を当該業務の業務開始日までに本組合に通知しなければならない。なお、事業者は、包括管理運営受託者をして、包括管理運営業務の全部又は主たる部分を一括して包括管理運営再受託者に請け負わせてはならない。
- 3 本組合は、必要と認めた場合には、包括管理運営期間中、事業者に事前に通知した上で、事業者の説明を求め、又は本施設においてその包括管理運営状況を事業者が立会いの上で確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき本組合に最大限の協力を行う。
- 4 第1項及び第2項に基づく、包括管理運営受託者等(包括管理運営受託者及び包括管理運営再受託者をいう。以下同じ。)の使用は、全て事業者の責任において行い、包括管理運営受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 包括管理運営受託者等に関する事由に起因して包括管理運営業務に支障が生じた場合において、本組合又は事業者が負担することとなる増加費用については、全て事業者が負担する。
- 6 本組合は、必要と認めた場合には、随時、事業者から包括管理運営業務の遂行体制について報告を求めることができる。

(包括管理運営業務)

- 第41条 事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い令和8年4月1日以降、包括管理運営業務を開始し、かつ、包括管理運営期間中、本施設の包括管理運営業務を行う責任を負う。
- 2 本組合は、要求水準書等を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について協議を行い、事業者の合意を得る。
 - 3 本組合の責めに帰すべき事由（本組合の責めに帰すべき事由に基づく指示若しくは請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、入札説明書又は要求水準書の不備若しくは本組合の責めに帰すべき事由に基づく変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）を含む。）により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、本組合は、合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - 4 事業者の責めに帰すべき事由により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - 5 法令の変更又は不可抗力により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、第10章又は第11章に従う。但し、災害時に本施設が避難場所となることによって本施設の包括管理運営業務が中断されたことにより事業者が生じた増加費用又は損害については、合理的と認められる範囲で本組合が負担する。
 - 6 本組合は、包括管理運営業務の実施に当たり必要な限度において、事業者に対し本施設を無償で使用させる。

(本件備品等の保守管理業務)

- 第42条 事業者は、本組合により包括管理運営業務のうちの備品保守管理業務の対象として規定された本件備品等の性能及び機能を維持するため、適宜、点検、保守及び修繕する。
- 2 前項の本件備品等の保守管理期間は、包括管理運営期間とする。

(本施設の修繕)

- 第43条 要求水準書等に示す機能を維持するために行う修繕は、規模にかかわらず包括管理運営業務に含め、事業者は、本業務の事業期間中にかかる修繕を行う必要が生じた場合（包括管理運営業務計画書に定めのない場合も含む。）には、事業者の責任と費用負担においてこれを行う。なお、事業者は、本業務の事業期間中に基幹改良工事で実施するものを除く大規模修繕を行う必要が生じないように、包括管理運営業務を実施するものとする。
- 2 本組合の責めに帰すべき事由により本施設の修繕又は更新を行った場合、本組合は、これに要した一切の費用を負担する。
 - 3 事業者が、自己の責任と費用負担において、包括管理運営業務計画書に本施設に重大な影響を及ぼす修繕又は更新を行う場合は、事前に本組合に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、本組合の事前の承認を得なければならない。
 - 4 法令の変更又は不可抗力により本施設の修繕又は更新を行う必要が生じた場合、事業者は、事前に本組合に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、本組合の事前の承認を得てこれを行うものとし、これに要した一切の費用を第10章又は第11章に従う。

(包括管理運営業務に係る業務従事者名簿の提出等)

- 第44条 事業者は、包括管理運営業務総括責任者を選任する。包括管理運営業務総括責任者は、

包括管理運営業務を総合的に把握、調整しなければならない。

- 2 事業者は、包括管理運営業務の実施に当たり、その実施体制及び業務担当者名簿を本組合に届け出る。
- 3 本組合は、事業者の業務担当者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対し交替を請求することができる。

(本組合による説明要求及び立会い)

- 第45条 本組合は、事業者に対し、包括管理運営期間中、包括管理運営業務について、事業者に事前に通知した上で、事業者の説明を求め、又は本施設において包括管理運営状況を自ら立会いの上確認することができる。事業者は、包括管理運営状況その他についての説明及び本組合による確認の実施について、本組合に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 2 前項に規定する説明又は確認の結果、本施設の包括管理運営状況が、要求水準書等、包括管理運営業務計画書又は包括管理運営業務年間計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、本組合は、事業者に対して改善要求措置等を行うことができ、事業者は、これに従わなければならない。また、事業者は、別紙11（モニタリング及びサービス対価の減額について）に記載するモニタリング結果に係る報告書において上記改善要求措置等に対する対応状況を本組合に報告しなければならない。
 - 3 本組合は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、包括管理運営業務の全部又は一部について、何らの責任も負わない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第46条 事業者が包括管理運営業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、事業者がその損害を賠償する。但し、その損害のうち、本組合の責めに帰すべき事由により生じたものについては、合理的と認められる範囲で本組合が負担する。
- 2 事業者は、前項に定める損害賠償にかかる事業者の負担に備えるために、包括管理運営期間中、自己の責任及び費用負担において、自己又は包括管理運営受託者等をして別紙4（保険等の取扱い）第2項記載の保険に加入し、又は加入させる。

第6章 サービス対価の支払い

(施工費の支払)

- 第47条 本組合は、事業者の遂行する設計・施工・工事監理業務に関し、第61条に基づくモニタリングを実施して要求水準書等に定められた要求水準が満たされていることを確認した上で、かかるサービスの対価として別紙10（サービス対価の支払方法について）に従って算定される金額を、同別紙記載の支払方法に従って、事業者に対し、サービス対価A（施設整備等費相当）として支払う。
- 2 前項に定めるサービス対価A（施設整備費相当）の各支払予定日までに、対象設備の引渡しが行われていない場合、本組合は、当該引渡し完了後まで前項の支払をすることを要しない。
 - 3 本組合は、事業者の遂行する設計・施工・工事監理業務に関し、別紙10（サービス対価の支払方法について）に従って算定される金額を、同別紙記載の支払方法に従って支払う。

(施工費の減額)

第48条 本組合の行為（本組合の請求に基づく要求水準書等の変更を含む。）、法令の変更又は不可抗力により施工業務に係る費用が減少した場合、本組合は、その減少費用をサービス対価A相当から減額することができる。

(包括管理運営費相当額の支払)

第49条 本組合は、事業者の遂行する包括管理運営業務に関し、第61条に基づくモニタリングを実施して要求水準書等に定められた要求水準が満たされていることを確認した上、かかるサービス提供の対価として別紙10（サービス対価の支払方法について）に従って算定される金額を、同別紙記載の支払方法に従って、包括管理運営期間中毎年四半期毎に、事業者に対し、及びサービス対価B・C（包括管理運営費相当）として支払う。

2 本組合は、事業者に対し、前項の確認の結果を通知し、当該通知の後、事業者は、本組合に対してサービス対価の請求書を提出する。

(包括管理運営費相当額の減額等)

第50条 本組合の行為（本組合の請求に基づく要求水準の変更を含む。）、事業者の行為（引渡しの遅延に伴う包括管理運営期間の短縮を含む。）、法令の変更又は不可抗力により包括管理運営業務に係る費用が減少した場合、本組合は、その減少費用を包括管理運営業務に対する対価から減額することができる。

2 第61条に基づくモニタリングの結果、包括管理運営業務について、要求水準書等に記載された本組合が求める水準を満たしていない事項が存在することが本組合に判明した場合、本組合は、別紙11（モニタリング及びサービス対価の減額について）に記載する手続に基づいてサービス対価を減額する。

3 事業者が本組合に提出した業務報告書及び別紙11（モニタリング及びサービス対価の減額について）に記載するモニタリング結果に係る報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、本組合に対して、当該虚偽記載がなければ本組合が別紙11（モニタリング及びサービス対価の減額について）に従って減額し得た金額を返還しなければならない。

(物価の変動等によるサービス対価の見直し)

第51条 物価の変動等の事情により変更の必要が生じた場合、本組合と事業者は、別紙10（サービス対価の支払方法について）の「3 サービス対価の改定について」において定めるところに従い、サービス対価の見直しを行う。

第7章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第52条 本事業契約は、本事業契約の本契約成立日から効力を生じ、令和23年3月31日をもって終了する。

2 事業者は、前項の契約期間中、要求水準書等に定められた要求水準を満たす状態を保持する義務を負う。

3 事業者は、契約終了に当たっては、本組合に対して、要求水準書等記載の業務その他それに付随する業務のために本施設を本組合が継続使用できるよう本施設の包括管理運営業務に関し

て必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた包括管理運営業務に関する操作要領、申し送り事項、その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。

- 4 本組合は、契約期間満了の1年前から6ヶ月前の間に、契約期間終了時において要求水準書等に定められた要求水準が満たされるか判断するために、別途協議により定められた事項について終了前検査を行う。本施設及び本施設内の設備の状態が要求水準書等に定められた要求水準を満たしていないことが判明した場合、本組合は、事業者にこれを通知し、事業者は、速やかにこれを修繕する。事業者がかかる修繕を行わなかった場合、又は事業者の行った修繕では要求水準書等に定められた要求水準を満たさない場合、本組合は、サービス対価の支払を留保することができ、かつ、事業者は、本組合の請求により、要求水準書等に定められた要求水準を満たすために必要な修繕費用を本組合に支払う。
- 5 事業者は、契約期間満了の6ヶ月前までに、契約期間満了後の本施設、本施設内の設備の修繕・更新の必要性について調査を行い、これを本組合に報告する。

(施工期間中の事業者の債務不履行等による契約解除)

第53条 本事業契約締結日以後、対象設備の事業者から本組合に対する引渡しまでの間において、事業者に次の各号に掲げる事項が発生した場合は、本組合は、事業者に対して通知した上で本事業契約を解除することができる。但し、第6号については、引渡しした後についてもまた同様とする。

- (1) 事業者が本業務を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者が、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても施工業務を開始せず、本組合が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から本組合に対して本組合が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 施工期間経過後、相当の期間内に施工業務を完成する見込みが明らかに存在しないと本組合が認めたとき。
- (4) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者(事業者の取締役を含む。)によりその申立てがなされたとき。
- (5) 事業者が、業務報告書及び別紙11(モニタリング及びサービス対価の減額について)に記載するモニタリング結果に係る報告書に虚偽記載を行ったとき。
- (6) 基本協定の当事者(本組合は除く。以下本条において同じ。)が、本事業契約に関して、次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、基本協定の当事者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、基本協定の当事者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

ウ 基本協定の当事者(基本協定の当事者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実で

なく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと本組合が認めたとき、又はその他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると本組合が認めたとき。但し、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は、別紙11（モニタリング及びサービス対価の減額について）に従う。

- 2 対象設備の引渡し前に前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、別段の合意がない限り、本組合に対して、施工費（割賦金利を除く。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%に相当する金額を違約金として支払う。但し、本組合が第63条に基づく契約保証金又は履行保証保険金を受領している場合には、これを違約金に充当する。
- 3 本組合は、対象設備の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、相殺後の残額がある場合、本組合は、次の「支払方法」から選択して支払う。
 - (1) 解除前の支払スケジュールによる。
 - (2) 解除前の支払スケジュールから本組合の支払いが遅れる場合には、遅延期間に対して支払時点までの金利を付した上で一括払いによる。
 - (3) 解除前の支払スケジュールを超えない範囲で本組合が選択する分割支払スケジュールによる（(3)の場合に付される金利については、本組合と事業者が協議する。）。
- 4 本組合が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、本組合は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、本組合は、対象設備の出来形部分を買受ける場合には、当該出来形部分の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 5 第1項各号に定める場合が本組合の責めに帰すべき事由によるものであるときは、本組合は、第1項の規定による契約の解除をすることができない。

（施工期間中の本組合の債務不履行等による契約解除）

- 第54条 本事業契約締結日以後、対象設備の事業者から本組合に対する引渡しまでの間において、本組合が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、本組合が事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は、本事業契約を解除することができる。但し、本組合は、対象設備の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けるものとする。
- 2 本条においては、前条第2項前段の違約金に関する条項は適用されない。
 - 3 本組合は当該出来形部分に相応する代金の支払いについては、前条第3項の「支払い方法」から選択して支払う。
 - 4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、本組合は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。
 - 5 本条は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が第1項記載の本組合の出来形部分の買受金額以上に本組合に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。
 - 6 第1項に定める場合が事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、事業者は、第1項の規定による契約の解除をすることができない。

（包括管理運営期間中の事業者の債務不履行等による契約解除）

- 第55条 対象設備の引渡し時以降において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、本組合は、

事業者に対して相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を是正すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が是正されないときには、本組合は、本事業契約を解除することができる。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が本施設について、連続して30日以上又は1年間において60日以上にわたり、要求水準書等、包括管理運営業務計画書又は包括管理運営業務年間計画書等に従った包括管理運営業務を行わないとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。
- (3) 第53条第1項第(4)号から第(11)号までに掲げる事項が発生した場合

2 本組合は、前項による本事業契約解除後も、対象設備の所有権を保有する。

3 本施設の引渡し後に第1項により本事業契約が解除された場合、事業者は、維持管理・運営業務履行の対価に相当する包括管理運営費（サービス対価B、C）の一年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%に相当する違約金を本組合に支払わなければならない。但し、本組合が第63条に基づく契約保証金又は履行保証保険金を受領している場合には、これを違約金に充当する。第1項に基づき本事業契約が解除された場合のサービス対価の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) サービス対価Aの残額がある場合、本組合は、次の「支払方法」から選択して支払う。

ア 本事業契約の解除前の支払スケジュールによる。

イ 本事業契約の解除前の支払スケジュールから本組合の支払いが遅れる場合には、遅延期間に対して支払時点までの金利を付した上で一括払いによる。

ウ 本事業契約の解除前の支払スケジュールの残存期間を超えない範囲で本組合が選択する分割支払スケジュールによる（ウの場合に付される金利については、本組合と事業者が協議する。）。

(2) 事業者がすでに包括管理運営業務を開始している場合、本組合は、本事業契約が解除された日までに事業者が履行した包括管理運営業務の対価として、包括管理運営費に相当する金額を支払う。

4 本組合が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、本組合は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、本組合は、施設整備相当のサービス対価Aのうち、施設整備に係る費用の残額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

(包括管理運営期間中の本組合の債務不履行による契約解除)

第56条 対象設備の引渡し時以降において、本組合が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、本組合が事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は、本組合に対して本事業契約を解除することができる。

2 前条第2項は、本条の場合においても適用する。

3 第2項により本事業契約が解除された場合、本組合は、サービス対価等当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年2.5%（但し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更する。）の割合で計算した額を事業者に対して遅延損害金として支払う。第1項に基づき本事業契約が解除された場合のサービス対価の取扱いは、前条第3項のとおりとする。

4 本組合は、事業者に対し、当該本契約の解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。

5 本条の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が前項の記載の金額以上に本組合に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。

(施工期間中の法令変更又は不可抗力による契約解除)

第57条 本事業契約締結日以後、対象設備の事業者から本組合に対する引渡しまでの間において、第64条第2項又は第66条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本業務の継続が困難又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると本組合が判断した場合、本組合は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。

2 前項と同様の事態が客観的に認められる場合、事業者は、本組合に対して本事業契約の全部を解除することを求めることができ、本組合は、かかる解除の求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本事業契約の全部を解除する。但し、本組合は、対象設備の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けできるものとする。これらの場合、本組合は、当該出来形部分に相応する代金を第65条第3項の「支払方法」から選択して支払う。

(包括管理運営期間中の法令変更又は不可抗力による契約解除)

第58条 本施設引渡時以降において、第64条第2項又は第66条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本業務の継続が困難又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると本組合が判断した場合、本組合は、本事業契約を解除し、包括管理運営業務の全部を終了させることができる。また、同様の事態が客観的に認められる場合、事業者は、本組合に対して本事業契約の解除を求めることができ、本組合は、かかる求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本事業契約を解除する。

2 第55条第2項は、本条の場合においても適用する。

3 第1項に基づき本事業契約が解除された場合のサービス対価の取扱いは第55条第3項のサービス対価の取扱いを適用する。

4 本組合は、事業者が包括管理運営業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については、本組合及び事業者が協議により決する。

(事業終了に際しての処置)

第59条 事業者は、本事業契約が終了した場合において、本施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（事業者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき本組合の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき本組合の指示に従わないときは、本組合は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、本組合の処置について異議を申し出ることができず、また、本組合が処置に要した費用を負担する。

3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかにかわらず、直ちに、本組合に対し、本施設を包括管理運営するために必要な全ての資料を引き渡すものとする。なお、引き渡す資料は、本組合と事業者の協議により決定するものとする。

(終了手続の負担)

第60条 事業終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担する。

(モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)

第61条 本組合は、事業者による要求水準に適合した本業務の遂行を確保するため、別紙11 (モニタリング及びサービス対価の減額について) に基づき、本業務の各業務につきモニタリングを行う。

- 2 モニタリングの結果、事業者による本業務の遂行が要求水準を満たさないと本組合が判断した場合には、本組合は、別紙11 (モニタリング及びサービス対価の減額について) に従って、本業務の各業務につき改善要求措置を行う。
- 3 モニタリングに係る費用のうち、本条及び別紙11 (モニタリング及びサービス対価の減額について) において事業者の義務とされているものを除く部分は、本組合の負担とする。
- 4 事業者は、何らかの事由で本業務に関し要求水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに本組合に対して報告・説明しなければならない。
- 5 本組合は、モニタリングの実施を理由として、本事業契約に基づき事業者が行う業務の全部又は一部について、何らの責任も負わない。

第8章 表明・保証及び制約

(事業者による事実の表明・保証及び誓約)

第62条 事業者は、本組合に対して、本事業契約締結日現在において、次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 事業者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
 - (2) 事業者による本事業契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者が本事業契約を締結し、履行することにつき法令上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
 - (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行が事業者に適用のある法令に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。
- 2 事業者は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号の事項を本組合に対して誓約する。
- (1) 本事業契約を遵守すること。
 - (2) 事業者は、本組合の事前の承認なしに、本事業契約上の地位及び権利義務並びに本事業等について本組合との間で締結した契約に基づく契約上の地位及び権利義務について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (3) 事業者は、災害時における地域貢献に関し、別途、本組合との間で協定書等を締結する

こと。

(4) 本組合の事前の承認なしに、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行わないこと。

(5) 代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに本組合に通知すること。

3 本組合が前項第2号の承認を与える場合には、以下の各号の条件を付すことができる。

(1) 本組合は、本事業契約に基づきサービス対価の減額ができること。

(2) 本組合が事業者に対して本事業契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額をサービス対価から控除できること。

第9章 保証

(契約保証金)

第63条 事業者は、施工期間中の契約保証金として第1号の金額を本事業契約締結後速やかに本組合に納付し、包括管理運営期間中の契約保証金として第2号の金額を本件引渡日までに本組合に納付する。

(1) 施工費相当額（割賦金利を除く。）【基幹的設備改良事業に係る対価：サービス対価A】に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の10以上

(2) 包括管理運営費相当額【包括管理運営業務に係るサービス対価：サービス対価B・C】の一年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の10以上

2 前項の契約保証金は、前項の(1)に定める金額を保証金額として、事業者が自らの責任及び費用負担において、本組合の管理者等が適当と認める保険会社との間に、本組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、又は、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させた場合に、これを免除する。なお、事業者は、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させた場合には、同契約に基づく保険金請求権の上に、第53条第2項（前項第(1)号の金額を保証金額とする履行保証保険契約に基づく保険金請求権の場合）及び第55条第3項（前項第(2)号の金額を保証金額とする履行保証保険契約に基づく保険金請求権の場合）に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、本組合のために第一順位の質権を設定する。かかる質権設定に係る費用は、事業者が負担する。

3 事業者は、前項に基づく履行保証保険契約について、複数の保険を付保することができる。また、保険期間は本事業契約締結日から包括管理運営期間の終了日までとし、複数の保険を付保する場合には、かかる保険期間に空白期間が生じないようにする。なお、事業者は、包括管理運営期間中において、事業年度毎に更新することにより付保することができる。

4 事業者は、第2項の規定に基づき履行保証保険契約を締結した場合又は締結させた場合には、履行保証保険契約の締結後、直ちに当該履行保証保険証券の原本を本組合に提出しなければならない。

5 前四項の規定にかかわらず、本組合は、次の各号の一に該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納入を免除することができる。

(1) 事業者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(2) 事業者が過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないことと

なるおそれがないと認められるとき。

(3) 事業者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

第10章 法令変更

(通知の付与及び協議)

第64条 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、対象設備が設計図書に従い施工できなくなった場合、又は要求水準書等で提示された条件に従って包括管理運営業務が実施できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに本組合に対して通知しなければならない。この場合において、本組合及び事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。但し、本組合及び事業者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 本組合が事業者から前項の通知を受領した場合、本組合及び事業者は、当該法令変更に対応するために、速やかに対象設備の設計、施工及び工事監理、本件引渡日、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、本組合が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本業務を継続する。

(法令変更による増加費用・損害の扱い)

第65条 法令変更により、設計業務、施工業務、工事監理業務、包括管理運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙12（法令変更による増加費用及び損害の負担）に従う。

第11章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第66条 事業者は、不可抗力により、対象設備について、設計図書に従い改修工事の実施ができなくなった場合、又は要求水準書等で提示された条件に従って包括管理運営業務ができなくなった場合、その内容の詳細を直ちに本組合に通知しなければならない。この場合において、事業者及び本組合は、通知が発せられた日以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、事業者及び本組合は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 本組合が事業者から前項の通知を受領した場合、本組合及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに対象設備の設計及び施工、引渡日、工事監理、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、本組合が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、本組合の決定に従う。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第67条 不可抗力により、設計業務、施工業務、工事監理業務、包括管理運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙13（不

可抗力による増加費用及び損害の負担)に従う。

第12章 その他

(公租公課の負担)

第68条 本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、全て事業者の負担とする。本組合は、事業者に対してサービス対価並びにこれに対する消費税相当額(消費税(消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税をいう。)及び地方消費税(地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。)相当額をいう。)を支払うほか、本事業契約に関連する全ての公租公課について、本事業契約に別段の定めのある場合を除き、負担しない。本事業契約締結時点で本組合及び事業者に予測不可能であった新たな公租公課の負担が事業者が発生した場合には、その負担については、別紙12(法令変更による増加費用及び損害の負担)に従う。

(協議)

第69条 本事業契約において、両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、本組合及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(契約の変更)

第70条 本事業契約は、本組合と事業者との合意のみによって変更することができる。

(融資団との協議)

第71条 本組合は、本業務に関して事業者に融資する融資団との間において、本組合が本事業契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際(本契約を解除する場合を含む。)の融資団への事前通知、協議に関する事項並びに担保権の設定及び実行につき協議し、本事業契約とは別途定めることができる。

(株主・第三者割り当て) 【SPCを設立しない場合は削除する。】

第72条 事業者は、本事業契約締結後直ちに、事業者の株主をして別紙14(出資者保証書)の様式及び内容の保証書を、本組合に対して提出させる。

2 事業者は、事業者の株主以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に本組合の承認を得るものとし、かかる場合、事業者は、新株の割り当てを受ける者をして本組合に対して、速やかに別紙15(誓約書)の様式及び内容の誓約書を提出させる。

3 事業者は、契約期間の終了に至るまで、構成員が事業者の発行済株式総数の過半数を保持するよう新株を発行する。

(計算書類の提出)

第73条 事業者は、本事業契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日より3ヶ月以内に、会社法第435条及び法務省令により規定される大会社に準じた公認会計士の監査済計算書類及び年間業務報告書を本組合に提出し、かつ、本組合に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、本組合は、必要な場合は、当該監査済計算書類及び年間業務報告書を公開することができる。

(秘密保持)

- 第74条 本組合及び事業者は、互いに本業務に関して知り得た相手方の秘密を相手方、自己若しくは相手方の代理人若しくはコンサルタント又は本業務に係る融資契約の貸付人、その代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。但し、相手方の事前の同意がある場合、又は本組合若しくは事業者が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。
- 2 事業者は、契約期間中、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守し、本業務の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実を漏洩してはならない。事業者は、契約期間中及び本事業契約終了後においても、本組合の定めるその他個人情報保護に関わる基準に合致する個人情報の安全管理体制を整備し、これを維持する。
- 3 事業者は、本事業契約の履行のため、業務受託者（本契約に基づき事業者が本業務を委託し、又は請け負わせた者をいう。以下同じ）に対して秘密情報の取扱いを再委託する必要がある場合は、当該業務受託者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させるものとし、当該業務受託者をして、本条に規定する秘密及びプライバシーに関わる事実を漏洩しない旨の確約書を本組合に差し入れさせる。
- 4 事業者若しくは業務受託者が前二項の義務に違反したこと、又は、事業者若しくは業務受託者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、本組合が損害を被った場合、事業者は本組合に対しその損害を賠償するとともに、本組合が必要と考える措置をとらなければならない。

第13章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

- 第75条 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。なお、本組合及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。
- 2 本事業契約の履行に関して本組合と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定める。
- 3 契約期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 4 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(遅延利息)

- 第76条 本組合又は事業者が本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、本組合又は事業者は未払い額につき延滞日数に応じ年2.5%（但し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更する。）の割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

(解釈等)

- 第77条 本組合と事業者は、本事業契約と共に、入札説明書、リスク管理方針書、入札説明書

等に関する質問及び回答書、要求水準書、基本協定、実施方針、実施方針等に関する質問に関する回答、提案書類及び設計図書等に定める事項が適用されることを確認する。

- 2 本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、本組合と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。
- 3 要求水準書等との間に齟齬がある場合、本事業契約、基本協定、入札説明書等に関する質問回答（修正資料含む）、入札説明書、要求水準書、リスク管理方針書、落札者決定基準、様式集、実施方針に関する質問に対する回答、実施方針、提案書類の順にその解釈が優先する。また、要求水準書等に定めがない場合、入札説明書等に関する質問及び回答書のうち本事業契約に係る部分に基づき本事業契約を解釈し、当該解釈は提案書類に優先する。但し、事業者提案において提案された業務の水準が入札説明書等の定められた業務の水準を上回る場合には、その部分の限り、事業者提案が入札説明書等の規定に優先する。
- 4 入札説明書の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、本組合及び事業者は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

（準拠法）

第78条 本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第79条 本事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（以下余白）

事業契約書 別紙一覧

別紙1	用語定義集
別紙2	事業概要書（事業者の提案による）
別紙3-1	契約設計図書
別紙3-2	実施設計図書
別紙4	保険等の取扱い
別紙5-1	工事着工前の提出書類
別紙5-2	施工期間中の提出書類
別紙6	完成図書
別紙7	完成確認通知書
別紙8	目的物引渡書
別紙9	日程表（事業者の提案による）
別紙10	サービス対価の支払方法について
別紙11	モニタリング及びサービス対価の減額について
別紙12	法令変更による増加費用及び損害の負担
別紙13	不可抗力による増加費用及び損害の負担
別紙14	出資者保証書
別紙15	誓約書
別紙16	保証書

用語定義集

用語	定義
本業務	国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務をいう。
本組合	猪名川上流広域ごみ処理施設組合をいう。
本施設	本業務の対象施設である焼却施設棟、リサイクルプラザ棟、付帯施設（本施設敷地内の山林、焼却施設棟、リサイクルプラザ棟を除いた全ての施設整備を含む）を総称して又は個別にいう。
対象設備	基幹的設備改良工事の対象となる設備をいう。
基幹的設備改良事業	本業務のうち、本施設の基幹的設備改良工事に係る業務をいう。
包括管理運営業務	本業務のうち、本施設の管理運営に係る業務をいう。
焼却施設	主に、可燃ごみ、リサイクルプラザからの可燃性残さ等を焼却処理する施設をいう。
焼却施設棟	焼却施設を内包する建築物をいう。
リサイクルプラザ	可燃性粗大ごみと不燃粗大ごみを破碎・選別し、鉄やアルミ類を回収するとともに、破碎残さを可燃性のものと不燃性のものに分ける設備、及び缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、製品プラスチック等を処理し資源化する設備を備えた施設をいう。
リサイクルプラザ棟	リサイクルプラザを内包する建築物をいう。
基本協定	本業務開始のための基本的事項に係る本組合と落札者間で締結される「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 基本協定書」に基づく協定をいう。
事業者	本業務を実施するために設立された特別目的会社をいう。
入札説明書	入札公告時に公表する「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 入札説明書」をいう。
リスク管理方針書	本組合と事業者間のリスク分担の詳細を示すことを目的とする「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 リスク管理方針書」をいう。
入札説明書等	本組合が本業務の実施に際して、入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、リスク管理方針書、基本協定書（案）、事業契約書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して、又は個別にいう。
要求水準書	入札公告時に公表する「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 要求水準書」をいう。
様式集	入札公告時に公表する「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 様式集」をいう。
落札者	入札参加者の中から本業務を実施する者として選定された入札参加者であり、本業務を実施する者をいう。

事業概要書

(事業者の提案による)

契約設計図書

- (1) 設計仕様書
- (2) フローシート
- (3) 物質収支図
- (4) 容量計算書（本工事によって仕様変更が生じる主要機器）
- (5) CO₂ 削減計画書
- (6) 全体配置図、各階平面配置図、縦断面配置図
- (7) 計装系統図
- (8) 工事工程表
- (9) その他提案により必要となる説明書等

- ※ 契約後速やかに上記(1)から(9)の図書を2部（電子データ(PDF版)を含む）提出すること。図面の縮尺は図面内容に適した大きさとし、寸法については、仕様書はA4、図面はA3とすること。その他の資料の提出については、本組合と事業者が協議のうえ、別途定めるものとする。
- ※ 提出書類は上記のものに限られるものではなく、その他必要な書類については、本組合と事業者が協議のうえ、別途定めるものとする。

実施設計図書

1. プラント工事関係

(1) CO₂ 削減計画書

- ① CO₂ 削減率計算書、省エネ計算書
- ② 基幹的設備改良工事内容（工事概要および電力削減理由等）
- ③ 電力削減量明細書

(2) 工事仕様書

(3) 設計計算書

- ① 物質収支
- ② 熱収支
- ③ 用役収支図
- ④ 容量計算、性能計算、構造計算（主要機器、本工事について）
- ⑤ 負荷設備一覧表（本工事について）

(4) フローシート

(5) 設計図面

- ① 施設全体配置図、各階機器配置図、主要平面図、断面図、立面図
- ② 主要機器組立平面図、立断面図
- ③ 電気設備主要回路単線結線図
- ④ 計装制御系統図

(6) その他指示する図書

2. 建築工事関係

(1) 建築意匠設計図

- ① 仕上表、配置図、各階平面図、断面図、立面図、仮設計画図
- ② その他、本工事の内容を踏まえ必要な図書

(2) 建築構造設計図

- ① 本工事の内容を踏まえ必要な図書

(3) 建築機械設備設計図

- ① 仕様書、系統図及び平面図（給排水衛生設備、消火設備、空調設備、換気設備）
- ② その他、本工事の内容を踏まえ必要な図書

(4) 建築電気設備設計図

- ① 仕様書、系統図（本工事内容を踏まえ必要なもの）、照明設備
- ② 本工事の内容を踏まえ必要な図書

(5) 負荷設備一覧表

(6) その他指示する図書

3. その他

- (1) 工事工程表
- (2) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）
- (3) 年度別事業計画調書、内訳書
- (4) その他指示する図書

- ※ 実施設計図書として上記の図書を2部提出すること。また、電子データ（PDF版）でも提出すること。図面の縮尺は、図面内容に適した大きさとし、図面寸法はA3版を標準とし、できる限り統一すること。また、図書は国際単位系（SI）によるものとし、日本語表記で、A4版（A3縮小図面折り込み添付）とすること。その他の資料の提出については、本組合と事業者が協議のうえ、別途定めるものとする。
- ※ 提出書類は上記のものに限られるものではなく、その他必要な書類については、本組合と事業者が協議のうえ、別途定めるものとする。

保険等の取扱い

1 施工期間中の保険

事業者は、自ら又は工事請負人等をして、施工期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。

なお、以降に示す付保の条件は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づきさらに担保範囲の広い補償内容とすることは妨げない。

(1) 建設工事保険

保険契約者：事業者又は工事請負人等

被保険者：事業者及び本組合

保険の対象：施工業務

保険期間：工事開始日を始期とし、本件引渡日を終期とする

保険金額（補償額）：施工業務費

補償する損害：工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害

免責金額：なし

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者：事業者又は工事請負人等

被保険者：事業者及び本組合

保険の対象：施工業務に起因する第三者の身体及び財物への損害

保険期間：工事開始日を始期とし、本件引渡日を終期とするてん補限度額（補償）：

・対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上

・対物：1事故あたり1億円以上

補償する損害：施工業務に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

(注意事項)

- 1) 事業者又は工事請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証書の原本証明付き写しを本組合に提出しなければならない。
- 2) 事業者又は工事請負人等は、本組合の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
- 3) 事業者又は工事請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

2 包括管理運営期間中の保険

事業者は、自ら又は業務受託者等をして（但し、下記(1)については事業者に限る。）、包括管理運営期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。

なお、保険契約は1年ごとに更新するものでも構わないが、更新の都度、保険証書の原本証明付き写しを本組合に提出しなければならない。

以降に示す付保の条件は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づきさらに担保範囲の広い補償内容とすることは妨げない。

(1) 施設賠償責任保険

保険契約者 : 事業者

被保険者 : 事業者及び本組合

保険の対象 : 施設・設備の契約不適合、管理上の過失に起因する第三者の身体及び財物への損害

保険期間 : 事業契約の本契約としての成立日から包括管理運営期間終了日までとする

てん補限度額 (補償額) : ・対人: 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上

・対物: 1事故あたり1億円以上

補償する損害 : 本施設の所有、使用、管理、本施設及び本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : なし

(2) 包括管理運営業務を対象とした第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者又は業務受託者等

被保険者 : 事業者及び本組合

保険の対象 : 包括管理運営業務に起因する第三者の身体及び財物への損害

保険期間 : 包括管理運営期間中とする

てん補限度額 (補償額) : ・対人: 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上

・対物: 1事故あたり1億円以上

補償する損害 : 包括管理運営業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : なし

(注意事項)

- 1) 事業者又は業務受託者等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証書の原本証明付き写しを本組合に提出する。
- 2) 事業者又は業務受託者等は、本組合の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

工事着工前の提出書類

1 事前調査時

- ・事前調査要領書
- ・事前調査報告書
- ・その他本組合の指示による事前調査に必要な届出、承諾願、報告書等

2 建設工事着工前

- ・詳細工程表
- ・工事実施体制
- ・工事着工届（工程表を添付）・現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）
- ・確認願（仮設計画書）
- ・確認届（施工計画書）
- ・確認届（主要資機材一覧表）
- ・報告書（下請け業者一覧表）
- ・その他本組合の指示による工事施工に必要な届出、承諾願、報告書等

※ 提出書類は上記のものに限られるものではなく、その他必要な書類については、本組合と事業者が協議のうえ、別途定めるものとする。

施工期間中の提出書類

- ・施工記録
- ・工事監理報告書（月報）
- ・施工図確認願
- ・メーカーリスト確認願
- ・その他本組合の指示による必要な書類

※ 提出書類は上記のものに限られるものではなく、その他必要な書類については、本組合と事業者が協議のうえ、別途定めるものとする。

完成図書

- (1) 竣工図 2部
 - ①見開き製本（機器仕様書、基本設計数値を含む）（見開きA3版）
- (2) 取扱説明書（本工事範囲内で必要なもの） 2部
 - ①機器単体説明書
 - ②全体説明書（プラントのフロー、機能、操作）
- (3) 施工関係図書 2部
- (4) 単体機器試験成績書 2部
- (5) 予備試運転報告書（実施の場合） 2部
- (6) 性能試験報告書（総合性能試験報告書含む） 2部
- (7) 予備品・消耗品リスト、メーカーリスト、給油リスト 2部
- (8) CO₂削減率検証結果 2部
- (9) 打合せ議事録 2部
- (10) 工事写真帳 2部
- (11) 完成図書データ 1式
- (12) その他指示する図書

※ 提出書類は上記のものに限られるものではなく、その他必要な書類については、本組合と事業者が協議のうえ、別途定めるものとする。

完成確認通知書

(あて先)

【事業者名】

【代表者職氏名】

令和 年 月 日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者

国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 基幹的設備改良事業 完成確認について（通知）

令和 年 月 日付けで貴社との間で締結した国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務に係る事業契約（以下「本事業契約」といいます。）第29条に基づき完成確認を実施した結果、要求水準書等及び本事業契約締結に至るまでの説明・提案書類の内容を客観的に逸脱している事項は発見されませんでしたので、その旨お知らせします。

なお、本通知における用語は、本事業契約の定めによります。

目的物引渡書

(あて先)

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者_____宛

令和 年 月 日

事業者 住 所
名 称
代表者

国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務に係る事業契約第32条の規定に基づき、以下の施設を引渡します。

記

事業名	国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務	
事業場所		
引渡し日		
立会人	組合	
	事業者	

日程表

(事業者の提案による)

サービス対価の支払方法について

1 基幹的設備改良事業に係るサービス対価Aの支払

サービス対価Aのうち、当該事業に係る特定財源（補助金・地方債）については、基本的に出来高に応じて年度毎に事業者を支払う（「出来高相当部分」という）。その他の工事費相当分については、割賦方式により事業者を支払う（「割賦支払部分」という）。

割賦支払部分については、令和13年度以降、年に1度、10回払いとする。割賦支払部分には割賦金利を含む。

区分	支払の対象となる費用	対価の支払方法
サービス対価A	①出来高相当部分	工事期間中各年度の出来高に応じて当該年度の特定財源（補助金・地方債代り金）相当額を支払う。
	②割賦支払部分	割賦支払部分について、事業者が提案する割賦金利に元利均等返済方式による元利金相当額を年に1回支払う。
	支払日	第1回支払日を令和14年3月末日とし、以降は各年度の3月の末日に、1年毎の分割払とする。最終支払日は令和23年3月末日とする。
	適用金利（年利）	基準金利＋[事業者の提案スプレッドを記入] %
	基準金利	対象施設の引渡日の2営業日前（銀行営業日ではない場合は、その前銀行営業日）のTSR（TONA参照）10年物スワップレート（基準日東京時間午前10時30分）とする。なお、上記支払金利確定後に基準金利の改定は行わない。
	金利計算方法	各回の支払において、期間1年の後取として計算する。なお、初回については、引渡日の翌日から初回支払日までの期間により計算する。
	その他	ア 割賦元金に消費税及び地方消費税を加算した額と、割賦元金を10回で元利均等計算した支払元金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を一致させる。 イ 元利均等計算した1回当たりの支払元金、支払金利、消費税及び地方消費税の各支払額に一円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。 ウ 割賦元金、消費税及び地方消費税のそれぞれにつき、アの額とイの合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に当該不一致額を合算する。

2 包括管理運営業務に係るサービス対価B、Cの支払

包括管理運営業務に係る費用については、サービス対価B、Cとして包括管理運営期間にわたり、四半期毎に事業者を支払う。

事業者は、各四半期の最終月の翌月に、終了した四半期に係る業務報告書（四半期報、月報等）を本組合に提出する。本組合は、この契約の規定に従い、業務報告書（四半期報、月報等）を受領した場合、当該受領日から10日以内に、事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに当該四半期に相当するサービス対価B、Cに係る請求書を本組合に提出する。本組合は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該サービス対価を支払う。

区分	支払の対象となる費用	対価の支払方法
サービス対価B	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ・その他費用	■ 各支払期の支払金額 = [左欄対象費用の包括管理運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（4回/年×15年）
	②補修費用	
サービス対価C	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・電力使用料、水道料金等 ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■ 各支払期の支払金額 = 各支払期の処理量（実績値） × 事業者の提案単価（円/t）

※ 電力使用料には基本料金、アンシラリーサービス料金、自家発補給基本料金、力率補正額等電力の使用に係る料金等をすべて含む。

3 サービス対価の改定

(1) サービス対価A（割賦払い）の改定

ア 物価変動による改定

(ア) 対象となる費用

サービス対価Aを構成する費用の内、設計費、工事監理費などを除いた直接工事及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費（以下「直接工事費等」という。）とする（建築工事、機械設備工事、電気設備工事など各種工事を含む。）。

(イ) 基準となる指標

改定する際の基準となる指標、物価変動の基準となる指標は、日本銀行統計局「消費税を除く企業向けサービス価格指数」の指数における「諸サービス：機械修理」を指標とする。改定に使用する指数は、確報値を基本とするが、直前月で確報値が公表されていない月においては、速報値を用いる。

なお、本組合及び事業者は、改定に用いる物価指標が消滅したり、内容の見直しにより本業務の実態に対して不相当となったと認めたときは、採用する指標について協議することができる。

(ウ) 改定方法

本組合及び事業者は、「川西市 工事請負契約約款」に基づき、以下のとおりサービス対価Aの改定を双方において請求することができるものとし、詳細は国土交通省「工事請負契約書第25条第1項～第4項（全体スライド条項）運用マニュアル（暫定版）（平成25年9月）」、兵庫県「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（令和5年12月）」に準じるものとする。

全体スライド	<ul style="list-style-type: none"> 本組合及び事業者は、着工日から12か月を経過した後の建設期間内に、物価変動により、入札公告日の指標を基準として、請求月の物価指数とを比較し、1.5%以上の変動（ただし、消費税の税率の変更による影響を除く。）があった場合は、相手方に対して直接工事費等の改定を双方において請求することができる。なお、各々の改定は工事完成2か月前までの期間に請求することができる。 本組合及び事業者は、相手方から請求があった場合は、両者間で協議の上、変動前残工事費相当額と変動後残工事費相当額との差額のうち、変動前残工事費相当額の1,000分の15を超える額につき、建設工事費の改定に応じる。 変動前の残工事費相当額及び変動後残工事費相当額は、請求のあった日を基準とし、本組合及び事業者が協議して定める。 全体スライドの請求はこの規定により改定を行った後、再度行うことができる。
インフレスライド	<ul style="list-style-type: none"> 本組合及び事業者は、予期することができない特別の事情により、建設期間中に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、直接工事費等が著しく不相当となったと認めたとき、全体スライドの規定に関わらず、相手方に対して直接工事費等（残工事費相当額）の改定を双方において請求することができる。 インフレスライドによる直接工事費等の改定額は、本組合と事業者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合は、本組合が定め、事業者に通知するものとする。

(2) サービス対価B、C（包括運営管理業務に対する対価）の改定

(ア) 対象となる費用及び基準となる指標

サービス対価B、Cのうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると本組合が認める場合、協議を行い、見直しすることができる。

区分		改定の対象となる費用	指標
サービス対価B	固定費	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／兵庫県」（厚生労働省（兵庫県））
		・維持管理費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／諸サービス：機械修理」（日本銀行調査統計局）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	補修費		「消費税を除く企業向けサービス価格指数／諸サービス：機械修理」（日本銀行調査統計局）

区分		改定の対象となる費用	指標
サービス対価 C	変動費 単価	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する重油種類」、「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石炭製品（該当する場合）」（日本銀行調査統計局）
		・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・光熱水費（電力等の基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議し、本組合が変更等を決定する。
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

(イ) 改定の条件

サービス対価B、Cの支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、1.5%以上の増減があった場合に改定を行うものとする。

なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本組合へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、7月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、11月末までに見直しを行い、翌年度のサービス対価B、Cを確定する。改定されたサービス対価B、Cは、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴うサービス対価B、Cの改定時期は、本組合と事業者との協議により別途定めることができる。初回の改定は、令和7年7月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、令和7年12月末までに見直しを行い、令和8年度のサービス対価B、Cを確定する（比較対象は令和7年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定されたサービス対価B、Cは、令和8年度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定められた額となる。

(ウ) 改定の計算方法

ア 算定式

サービス対価B、Cのうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y: 改定後の当該費用（税抜）

X: 前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

$$\alpha: \text{改定割合} \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

包括管理運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本組合の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、本組合が改定内容にあわせて負担する。

4 その他例外的な改定について

サービス対価の改定について、1 から 3 による改定方法が適当でないと本組合が認めた費目については、本組合と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

5 サービス対価の支払スケジュール

(事業者提案による)

モニタリング及びサービス対価の減額について

第1 モニタリングの基本的な考え方

1 モニタリングの目的及び考え方

本組合は、事業期間中、事業者が本事業契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を満たしていることを確認するため、モニタリングを実施する。

モニタリングの結果、事業者が提供するサービスが要求水準に達成していないことが判明した場合、本組合は要求水準を満たすよう事業者に改善を求める。状況の改善が不可能な場合、あるいは事業者が改善勧告に従わない場合は、減額ポイントを計上し、サービス対価の減額を行う。その後も、本組合が求める是正が確認されない場合には、本組合は本事業契約を解除することができる。

2 モニタリング実施計画書の作成

事業者は、本組合のモニタリングに応えるため、本事業契約の締結後、自らが作成する設計・施工・工事監理業務にかかる「施工計画書」、包括管理運営業務にかかる「包括管理運営業務計画書」及び「包括管理運営業務年間計画書」に基づき、「モニタリング実施計画書」の案を、本組合の定める期間内に本組合に提出する。

本組合は事業者と協議のうえ、モニタリング実施計画書を策定する。「モニタリング実施計画書」には、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等を記載する。

なお、業務遂行時に事業者が作成する「業務報告書」は、本組合のモニタリングの基礎資料となることから、自らが実施したセルフモニタリングの内容として、セルフモニタリングの実施体制、要求水準に対するセルフモニタリングの評価結果、業務実施にあたり発生した問題の内容とその対応、苦情の件数・内容とその対応等を記載できるものとする。

3 モニタリングの費用負担

モニタリングの実施に際し、本組合に発生した費用は本組合が負担し、事業者が自ら実施するセルフモニタリング及び報告書類作成等に係る費用は、事業者が負担することとする。

第2 設計・施工期間中のモニタリング

1 実施設計モニタリング

本組合は、実施設計図書が提出された時点で、その設計が事業提案書に基づいたものであり、本事業契約及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かを確認する。

本組合は、事業者に対し、いつでも、設計状況について説明及び関係書類の提出を求め、確認を行うことができる。

2 施工モニタリング

(1) 施工着手前

本組合は、施工着手前に、受注者の体制等について確認を行う。なお、受注者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に規定される主任技術者又は監理技術者をして工

事監理を行わなければならない。

事業者は建設工事の着工前に、詳細工程表を含む施工計画書等を作成し、本組合に提出する。本組合はその内容が、要求水準書等に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(2) 定期モニタリング

ア 施工業務

本組合は、定期的に施工の進捗状況について確認する。

- ・ 本組合は、工事完成時に、施工記録の確認を行う。
- ・ 本組合はいつでも事業者に対し、施工の事前説明及び事後報告を求めることができる。
- ・ 本組合は必要に応じて、追加的な資料の提出を求めることができる。
- ・ 本組合は事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場において施工状況の確認を行うことができる。

イ 工事監理業務

事業者は、工事監理の状況を「工事監理報告書（月報）」により、毎月本組合に定期報告を行う。本組合はその内容について確認を行う。

本組合は事業者に工事管理業について随時報告を求めることができる。

(3) 随時モニタリング

本組合は、必要と認める場合に、工事施工及び工事監理について確認する。

(4) 中間確認

本組合は、本件施設が実施設計図書に従い建設されていることを確認するため、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。中間確認の結果、工事の内容が実施設計図書に適合しない場合には、本組合は受注者に対して補修又は改造を求めることができる。

3 完工時モニタリング

本組合は、対象設備の状態が要求水準書等に定める要求水準に適合するものであるか否かを確認する。確認の結果、本事業契約及び要求水準書等に定める性能に適合しない場合には、本組合は事業者に対して補修又は改造を求めることができる。

4 セルフモニタリング

事業者は、セルフモニタリングの実施にあたり、要求水準を満足しているか確認するためのチェックリスト等を作成し、実施設計完了時、完工時にチェックした結果をそれぞれ提出すること。なお、チェックリスト等の詳細は、本組合と協議のうえ決定する。

また、事業者は毎月、セルフモニタリングの実施状況を本組合に報告する。

5 要求水準を満たしていない場合の措置

本組合は、モニタリングの結果、要求水準を満たしていないと判断した場合には、以下の措置を行う。

(1) 改善要求

ア 改善計画書の確認

- ・ 本組合は、事業者が実施した設計・施工・工事監理業務が要求水準を満たしていないと判断した場合には、事業者に対し直ちに適切な是正措置を行うよう要求し、事業者に業務改善計画書の提出を求める。事業者は定められた期間内に改善策、改善期限等を記載した業務改善計画書を本組合へ提出し、承諾を得る。
- ・ 本組合は、事業者が提出した業務改善計画書の内容が、要求水準を満たしていない状態を改善・復旧が可能なものであると認められない場合には、業務改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

イ 改善措置の確認

- ・ 事業者は、本組合の承諾を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、本組合に報告する。
- ・ 本組合は、改善期限を過ぎた後も、改善・復旧を確認することができない場合には、再度、改善要求を行うことができる。

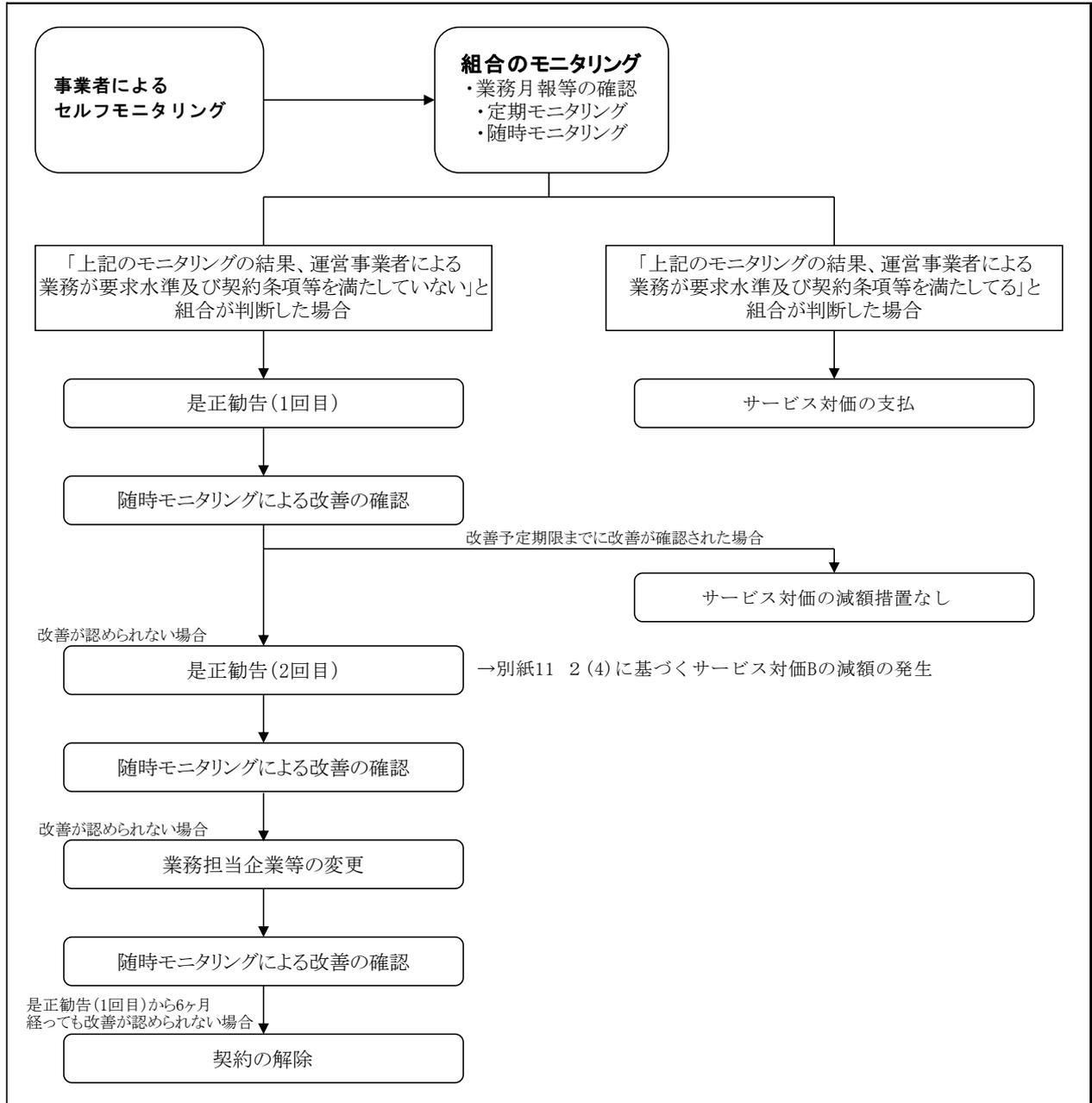
(2) 契約解除

本組合は、同一事項について、上記(5)のアの改善要求を再度行った後も、改善・復旧が確認できない場合には、本事業契約を解除することができる。

第3 包括管理運営期間中のモニタリング

1 モニタリングのフロー

包括管理運営業務におけるモニタリング、業務水準低下に関する措置は、以下のフローに示すとおりとする。



※ 事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準書に定める公害防止条件の未達成が生じた場合には、上記フローによらず、別紙 11 第 3 2(4)ウによるサービス対価 B の減額を行う。

2 モニタリングの方法

モニタリングは、サービス対価の減額を目的とするものではなく、本組合と事業者との対話を通じて、本業務が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

事業者は、この契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

(2) 本組合によるモニタリングの方法

本業務における運營業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 月報、四半期報等の確認

本組合は、事業者がこの契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、事業者から本組合へ提出される月報、四半期報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本組合は、月1回、本施設の現場調査を行い、事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、本組合は本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア 是正勧告（第1回目）

本組合は、上記モニタリングの結果から、事業者による業務が要求水準及びこの契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(ア) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認められた場合、本組合は事業者に必要な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。事業者は、本組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則 90 日以内）について本組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

(イ) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及びこの契約の内容を満たすことができない場合、事業者は本組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本組合と協議する。事業者の通知した事由に合理性があると本組合が判断した場合、本組合は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

本組合は、事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は、事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更等

上記ウの経路を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

本組合は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本組合が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

(4) サービス対価Bの減額等の措置

包括管理運営業務の実施状況により、以下に示すサービス対価Bの減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本組合が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本組合が認める日まで、年365日の日割り計算で事業者に支払うサービス対価Bの人件費相当額を減額する。

イ サービス対価Bの減額の程度は、1件の是正勧告に対して人件費相当額の10%とする。なお、複数の是正勧告による人件費相当額の減額の限度は、50%とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準書に定める公害防止条件の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本組合が認める日まで、年365日の日割り計算で人件費相当額の10%を減額する。

3 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

地域貢献について事業者が提案した金額又は量を未達成の場合には、上記(4)に示すサービス対価の減額等の措置によらず、以下に示す減額等の措置を行うものとする。

地域貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置

(1) 設計・施工期間

設計・施工期間中における地域貢献金額が、提案した地域貢献金額を下回った場合には、設計・施工期間中の地域貢献金額の未達成分として、事業者は、次の算定式による金額を設計・施工期間の終期から30日以内に本組合に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が事業者の責によらないと本組合が認めた場合は、この限りでない。

なお、事業者は、設計・施工期間中の地域貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本組合に報告するものとし、この際、本組合が提出を求めた場合には、事業者は地域貢献金額の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【設計・施工期間中の地域貢献金額未達成時における支払額の算定式】

本組合への支払金額 = (提案金額^{※1} - 地元企業に係る貢献金額 (実績値)) × 50%

※1 提案金額：様式第14号-5-4 地元貢献の内訳に基づき事業者より提案された設計・施工期間の貢献金額。

(2) 包括管理運営期間

包括管理運営期間中における各年度の地域貢献金額（地元企業の活用（地元企業への発注）

額、地元雇用額のそれぞれ)が、提案した各年度の金額を下回った場合には、地域貢献金額の未達成分として、事業者は、次の算定式による金額を当該未達成の発生確定後 30 日以内に本組合に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が事業者の責によらないと本組合が認めた場合は、この限りでない。

なお、事業者は、包括管理運営期間中の地域貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本組合に報告するものとし、この際、本組合が提出を求めた場合には、事業者は地域貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【包括管理運営期間中の地域貢献金額未達成時における支払額の算定式】

【包括管理運営期間中の地域貢献金額未達成時における支払額の算定式】

地元企業の活用（地元企業への発注）額の未達成時

本組合への支払金額 = (提案金額^{※1} - 地元企業への発注額（実績値）) × 50%

※1：提案金額：様式第16号-5-4（別紙1）1. 地元企業^{※2}（本店又は本社）に係る貢献金額（1）本店又は本社に基づき事業者より提案された包括管理運営期間中における各年度の地元企業の活用（地元企業への発注）額。

地元雇用額の未達成時

本組合への支払金額 = (提案金額^{※1} - 地元雇用額（実績値）) × 50%

※1：提案金額：様式第16号-5-4（別紙1）2. 地元雇用に係る貢献金額に基づき事業者より提案された包括管理運営期間中における各年度の地元雇用額

4 運営業務に係る対価の返還

サービス対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本組合への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ当該サービス対価が減額される状態であった場合、事業者は、減額されるべきサービス対価に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべきサービス対価を本組合が事業者に支払った日から、本組合に返還する日までの日数につき、返還日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた増加費用及び損害のうち、以下の1～3のいずれかに該当する法令の変更（法令の新設も含む）により生じた増加費用及び損害であって、合理的と認められる範囲のものについては本組合が負担し、それ以外については事業者が負担する。

- 1 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼすもの。
- 2 消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）。
- 3 PFI事業に特定の税制の新設・変更に関するもの。

但し、法令変更により事業者の費用が減少する場合は、本組合と事業者は、サービス対価の減額について協議を行うものとする。

不可抗力による増加費用及び損害の負担

1 増加費用及び損害が事業者が生じた場合

(1) 施工期間

事業者が生じた増加費用及び損害額の合計額が、施工期間中の累計で、施設整備業務にかかる費用の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については本組合が負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、事業者が生じた増加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額について、施設整備業務にかかる費用の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については本組合が負担する。

(2) 包括管理運営期間

事業者が生じた増加費用及び損害額の合計額が、一事業年度について累計で、1年間の維持管理・運営費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については本組合が負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除し、控除後の金額について、1年間の包括管理運営費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については本組合が負担する。

2 損害が第三者が生じた場合

(1) 施工期間

第三者が生じた損害額が、施工期間中の累計で、施工費相当の100分の1に至るまでは事業者が、これを超える額については本組合がそれぞれ負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該損害額から当該保険金額を控除し、控除後の金額について、施工費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については本組合が負担する。

(2) 包括管理運営期間

第三者が生じた損害額が、一事業年度につき累計で、1年間の包括管理運営費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については本組合が負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は損害額から控除し、控除後の金額について、1年間の包括管理運営費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については本組合が負担する。

令和 年 月 日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者 _____ 宛

出資者保証書

〔事業者〕の株主である[]、[]及び[]（以下「株主」という。）は、本日付けをもって、猪名川上流広域ごみ処理施設組合に対し、猪名川上流広域ごみ処理施設組合の行う国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務に関して、下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証します。

記

- ・ 〔事業者〕は、令和[]年[]月[]日に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、【構成本組合町】内において適法に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在すること。
- ・ 〔事業者〕の設立当初の発行済株式総数は、[]株であり、株主間契約の定めにしたがって、これら株式の全部を当社らが保有し、そのうち、[]株は代表企業が、[]株は[]が、[]株は[]が保有していること。
- ・ 事業開始時における〔事業者〕の発行済株式総数は、[]株であり、株主間契約の定めにしたがって、これら株式の全部を当社らが保有し、そのうち、[]株は代表企業が、[]株は[]が、[]株は[]が保有すること。
- ・ 株主は、基本協定に別途定める場合又は組合の承諾がない限り、基本協定に定める出資割合等を変更しないこと。
- ・ 株主が保有する〔事業者〕の株式に、組合の要請に応じ、担保権を設定すること。

（構成員（代表企業））

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印

（構成員）

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印

（構成員）

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印

令和 年 月 日

(あて先)
猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者 _____ 宛

誓約書

猪名川上流広域ごみ処理施設組合と【事業者名】（以下「事業者」という。）との間において、令和 年 月 日付けで締結された国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務に係る事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、当社は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

- 1 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は、●株であること。
- 2 当社は、事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、猪名川上流広域ごみ処理施設組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。猪名川上流広域ごみ処理施設組合の承諾を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、猪名川上流広域ごみ処理施設組合に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴し、猪名川上流広域ごみ処理施設組合に提出すること。

以上

所在地 ●●
商号又は名称 ●●
代表者職氏名 ●● 印

保証書

(あて先)

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者_____宛

工事請負人等（以下総称して「保証人」という。）は、国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務（以下「本業務」という。）に関して、事業者が猪名川上流広域ごみ処理施設組合（以下「本組合」という。）との間で締結した令和 年 月 日付国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務に係る契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、事業者が本組合に対して負担する本保証書第1条の債務を事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有する。

(保証)

第1条 保証人は、事業契約第53条第2項及び第55条第3項に基づく事業者の本組合に対する債務（以下「主債務」という。）を連帯して保証する。

(通知義務)

第2条 本組合は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、本組合による通知の内容に従って、当然に変更される。

(履行の請求)

第3条 本組合は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、本組合が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。本組合及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。

3 保証人は、金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第4条 保証人は、事業者に対して、あらかじめ求償権を行使することはできない。

2 保証人は、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利及び求償権を行使してはならない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、当然に終了する。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本法に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として本保証書を2部作成し、保証人はこれに署名し、1部を本組合に差し入れ、1部を自ら保持する。

令和 年 月 日

保証人 住所
氏名

保証人 住所
氏名